

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南部に位置しています。
また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【3・2・10号志木和光線】

本路線は、志木市境を起点とし、和光市境へ至る、延長約3,420m、幅員36mの幹線道路です。

II. 変更の理由

本路線の沿道では、新たに土地区画整理事業による土地利用が予定されており、併せて周辺の道路整備計画にも変更が生じています。

これに伴い、本路線と周辺市道との接続計画にも変更が必要となったことから、不要となった当初の市道取り付け位置において隅切りを削除するため、一部区域の変更を行うものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・2・10号 志木和光線	約3,420m	4車線	36m	・一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

本道路の決定とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ②区域区分（埼玉県決定）
- ③用途地域（朝霞市決定）
- ④防火地域又は準防火地域（朝霞市決定）
- ⑤生産緑地地区（朝霞市決定）
- ⑥下水道（朝霞市決定）
- ⑦土地区画整理事業（朝霞市決定）
- ⑧地区計画（朝霞市決定）